（特定利用者情報の取扱状況の評価等）

第二十七条の九　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。

２　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、前項の規定による評価の結果に基づき、必要があると認めるときは、情報取扱規程又は情報取扱方針を変更しなければならない。

（特定利用者情報統括管理者）

第二十七条の十　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。

２　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（特定利用者情報統括管理者等の義務）

第二十七条の十一　特定利用者情報統括管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

２　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、利用者の利益の保護に関し、特定利用者情報統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

（情報送信指令通信に係る通知等）

第二十七条の十二　電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

一　当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報

二　当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの

三　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報

四　当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めていない情報

イ　利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。

(1)　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

(2)　当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ　イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

第二十八条中「第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは」を「次に掲げる場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二　電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ　通信の秘密の漏えい

ロ　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ　その他総務省令で定める重大な事故

第二十八条に次の一項を加える。

２　電気通信事業者は、前項第二号イからハまでに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められる事態として総務省令で定めるものが生じたと認めたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

第二十九条第一項第四号中「基礎的電気通信役務」の下に「（届出契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。）」を加え、同条第二項第一号中「又は第二十七条の四」を「、第二十七条の四又は第二十七条の十二」に改め、同項に次の二号を加える。

三　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が第二十七条の八又は第二十七条の九の規定に違反したとき　当該電気通信事業者

四　第三号事業を営む者が第二十七条の十二の規定に違反したとき　当該第三号事業を営む者

第三十三条第一項中「、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに」を削り、「当該区域内」を「その伝送路設備が設置される都道府県の区域内」に改め、「占める」の下に「割合として総務省令で定める方法により算定した」を加え、「当該区域において」を削り、「これと一体として」を「当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために」に改め、同条第八項中「ときは、」の下に「当該届出をした」を加え、同条第九項中「受け」を「受け、」に改め、同条第十項中「のその」を「によりその」に改め、同条第十三項中「より、」の下に「当該」を加え、同条第十五項中「その電気通信設備と」の下に「当該」を加え、同条第十六項及び第十七項中「する。」」を「する」」に、「。」とする」を「」とする」に改める。

第三十八条の二に次の三項を加える。

２　特定卸電気通信役務（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。